

平成26年 1月31日（金曜日）

午前10時3分開会

会議に付した案件

概要説明

保健福祉部、総合政策部、教育委員会

- 1. 経済的支援を必要とするこどもの現状と取組について

協議事項

- 1. 委員会報告書骨子（案）について
- 2. その他

出席委員（11人）

委員	長	西村	賢
副委員	長	後藤	哲朗
委員		中村	幸一
委員		井本	英雄
委員		押川	修一郎
委員		二見	康之
委員		清山	知憲
委員		太田	清海
委員		河野	哲也
委員		渡辺	創
委員		前屋敷	恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	佐藤	健司
福祉保健部次長 （福祉担当）	富高	敏明
こども政策局長	橋本	江里子

部 参 事 兼 原 田 幸 二
福 祉 保 健 課 長

国保・援護課長 青 山 新 吾

こども政策局 長 友 重 俊
こども政策課長

こども政策局 村 上 悦 子
こども家庭課長

総合政策部

文化文教・国際課長 菓 子 野 信 男

教育委員会

財 務 福 利 課 長 入 倉 俊 一

事務局職員出席者

政策調査課主任技師 山 口 大 吾

政策調査課主査 深 谷 真 紀

西村委員長 それでは、ただいまから宮崎のこども対策特別委員会を開会をいたします。

まず、本日の日程であります。お手元の日程（案）をごらんください。

このように進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 それでは、そのように決定をいたします。

先日発表されました「宮崎県金融経済概況」によりますと、宮崎県の経済にとって明るい話題を聞くようになりましたが、年明けの新聞紙上では、県内の経済的に厳しい環境に置かれている子供の今に対する特集が組まれるなど、「こどもの貧困」に対する社会的な関心が高まっております。

そこで、本日の委員会では、福祉保健部、総合政策部、教育委員会に出席をいただき、「経済的支援を必要とするこどもの現状と取組」について調査を行いたいと考えております。

その後、休憩を挟みまして、当委員会の「報

告書骨子（案）等」について御協議をいただき
たいと思いますが、このように取り進めてよろ
しいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 それでは、執行部入室のため、
暫時休憩をいたします。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

西村委員長 委員会を再開いたします。

本日は、福祉保健部、教育委員会、総合政策
部においていただきました。

早速ですが、概要説明をお願いいたします。

佐藤福祉保健部長 おはようございます。福
祉保健部でございます。

まず、配付しております資料のうち、右肩に、
資料1と記しております資料の目次をごらんい
ただきたいと存じます。

本日、福祉保健部からは、「生活保護状況及び
教育扶助等」、もう1点が、「ひとり親世帯の現
状と県の支援策」について御説明をさせていた
だきます。

詳細につきましては担当課長から説明させま
すので、よろしく願いをいたします。

なお、福祉保健部の後、教育委員会、総合政
策部につきましても、関係事項について説明い
たしますので、どうぞよろしく願いをいたし
ます。

青山国保・援護課長 国保・援護課から御説
明いたします。

資料1の1ページをお開きください。右肩に、
資料1と打ってあるものです。

生活保護状況及び教育扶助等についてであり
ます。

まず、(1)の生活保護状況の推移でありま

すが、本県における生活保護人員は、リーマン
ショック等の影響もあり、平成20年度以降急増
しましたが、だんだんと伸びが鈍ってきており、
ここ1年ほどは、ほぼ横ばい状態となっております。

上の表の左から3番目の、保護人員の欄に、
括弧書きで、前年度からの増減を記載しており
ます。平成20年度は425人増ですが、リーマン
ショック前の10年間では、年平均270人弱ほど増
加しておりましたので、約1.6倍となります。そ
の後は、22年度をピーク、22年度は1,498人で、
これが5.6倍になっておりまして、22年度をピー
クに伸びが鈍ってきております。

また、その下の表になりますが、平成25年10
月の速報値で、1万3,494世帯、1万7,860人で
ありまして、同じ年の1月に比べ、保護人員で
は33人の減少となっております。

この背景としまして、有効求人倍率が上昇し、
雇用の回復が見られていることなどが影響して
いると考えられます。

次に、世帯類型別の推移であります。世帯
類型別に見ますと、高齢者世帯が生活保護受給
世帯の約半分を占めておりますが、平成20年度
以降は、表の一番右側の欄の働くことができる
人を含む「その他世帯」の増加が著しくなって
おります。

働くことができる人への支援としましては、
福祉事務所に就労支援員を配置し、ハローワー
クと連携しながら、被保護者への就労支援を積
極的に進めております。

引き続き、早期に保護から脱却できるよう支
援に努めてまいります。

2ページをお開きください。

(2)教育扶助等であります。まず、生活
保護のア、教育扶助であります。小学校、中

学校の義務教育に伴って必要とされる費用が対象であります。

内容を記載しております表の区分欄の中ですが、まず、基準額は、学用品やPTA会費などに、その4つ下の学習支援費は、参考書やクラブ活動費に充てられるもので、ほか、ごらんのようなものとなっております。

受給実績は、平成25年7月で1,050人でありませう。

次に、イ、生業扶助の高等学校等就学費であります。高等学校等就学費につきましては、義務教育である小中学校の就学費が教育扶助として支給されるのとは異なりまして、被保護世帯の自立を支援する観点から、平成17年度より生業扶助として給付が開始されております。

内容は、教育扶助に準じたものとなっております。

受給実績は、平成25年7月で468人であります。

次に、生活福祉資金の教育支援資金であります。表の区分欄の中ですが、教育支援費とありますのは、毎月必要な授業料などの費用、就学支度費は入学の際に必要な費用を対象としております。

また、備考欄にありますように、対象者は、市町村民税非課税程度の低所得世帯で、貸付利率は無利子、返還期間は20年以内、申込窓口は、各市町村社会福祉協議会となっております。貸与実績は、平成24年度で265件の2億800万円余であります。

説明は以上であります。

村上こども家庭課長 こども家庭課からは、ひとり親世帯の現状と県の支援策について御説明いたします。

その次のページの3ページをごらんください。

まず、ひとり親世帯の現状について、平成24

年に実施しました、ひとり親世帯生活実態調査の結果をもとに御説明いたします。

初めに、(1)の世帯数等につきましては、の世帯数・出現率の推移の表にありますとおり、平成24年における本県の母子世帯数は1万5,675世帯、父子世帯数が1,645世帯と推計されていませう。前回の平成19年の調査結果と比較しますと、母子世帯数は増加し、父子世帯数は減少しております。

また、総世帯数に占める割合である出現率は、母子世帯が3.35%、父子世帯が0.35%となっております。

のひとり親家庭となった原因といたしましては、離婚を原因とするものが、平成24年は、母子世帯で81.7%、父子世帯で81.1%となっており、最も高い割合を示しています。死別を原因とするものは、平成24年は、母子世帯は7.0%、父子世帯が12.6%と、母子世帯、父子世帯ともに年々減少の傾向にあり、一方、離婚の増加に伴い、生別が増加傾向にあります。

なお、平成24年調査では、生別のうち、未婚の母の割合が9.8%となっており、死別の7.0%を初めて上回る結果となっております。

次に、(2)の職業・生計の状況等につきましては、の就労形態は、母子世帯では、常用雇用者が43.3%で最も多く、次いで、臨時雇用者が40%となっております。前回調査時、下段の括弧の数字になりますけれども、臨時雇用者が44.8%と最も多かつたのが、今回は常用雇用者が9.6%増加し最も多くなっております。

父子世帯では、やはり、常用雇用者が55.6%で最も多く、次いで、自営業が23.4%となっております。前回調査時と比べて常用雇用者の割合が減り、自営業、臨時雇用者の割合がふえております。母子・父子世帯で無職とある人は、

それぞれ7.4%、4.2%で、前回調査の11.1%、7.3%に比べ減少しています。

の就労上の問題といたしましては、母子世帯は、給料が安い46.8%で最も多く、次いで、子供のことで休むことが33.1%、身分が不安定が14.7%の順となっています。

父子世帯では、子供のことで休むことが36.2%で、やはり最も多く、次いで、給料が安い35.8%、特に困っていることはないが13.2%の順となっています。

母子・父子世帯いずれも、給料が安い、子供のことで休むことが仕事をする上での課題となっています。

次のページをごらんください。

の平均月収につきましては、母子世帯は10万から15万円未満が36.6%と最も多く、次いで、15万から20万未満、10万円未満が21.7%、21.6%とほぼ並んでおります。前回調査時と比べますと、10万円未満の割合が8.9%減少し、15万円から20万円未満の割合が7.1%上昇しています。

父子世帯は、15万円から20万円未満が29.3%と最も多く、次いで、10万円から15万円未満が19.3%、20万円から25万円未満が18.0%となっております。前回調査時と比べますと、前回は20万円から25万円未満が、26.1%で最も多かったのが、8.1%減少しており、同様に、20万円以上の高い月収のほうの割合がいずれも減少して、逆に、20万円未満の低い月収のほうの割合がいずれも増加しております。

次に、2の県の支援策について御説明いたします。

まず、(1)の子育てや生活支援の充実といたしましては、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を実施しております。これは、母子家庭の母な

ど、父子家庭の父も含まれますが、自立のための資格取得や疾病などにより、一時的に生活援助、保育サービスが必要となった場合に家庭生活支援員の派遣等を行うものです。

次に、(2)の就業支援の推進といたしましては、まず、の母子自立支援員による相談支援を実施しております。これは、各福祉事務所に母子自立支援員を配置し、職業に関する相談への対応や職業能力の向上や求職活動に関する助言、求人情報の提供等を行うものです。

また、の「母子家庭等就業・自立支援事業」を実施しております。これは、県母子寡婦福祉連合会へ委託しております母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を行うものです。

また、の「高等技能訓練促進費等事業」を実施しております。これは、母子家庭の母等が看護師などの経済的自立に有効な資格を取得するために、2年以上養成機関で修学する場合、生活費の負担軽減のために高等技能訓練促進費等を支給するものです。

次に、(3)の自立を促進するための経済的支援といたしましては、まず、の児童扶養手当の給付業務を実施しております。これは、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進により児童の福祉の増進を図ることを目的に、ひとり親家庭等の児童に対して児童扶養手当を支給するものです。

また、の母子寡婦福祉資金の貸付金制度を実施しております。これは、母子家庭の母や寡婦の経済的自立を促進するため、子供の修学や母親自身の技能習得等に必要な資金を貸し付けるものです。

また、の「ひとり親家庭医療費助成事業」

を実施しております。これは、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と母または父と子の健康を維持するため、ひとり親家庭に対して医療費の負担金の一部を助成するものです。

説明については以上です。

入倉財務福利課長 教育委員会でございます。教育委員会所管の事業について御説明申し上げます。

資料の2の1ページをお開きください。

1、就学援助等についてであります。表には、市町村または県が、保護者等に対しまして補助を行っている教育委員会所管の事業を記載しております。

まず、表の一番上、幼稚園就園奨励費についてであります。左から2列目の事業の実施主体は市町村となっております。3列目の対象者の欄にありますとおり、公立及び私立の幼稚園に在籍する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、家庭の所得状況に応じて、4列目の対象経費等の欄にありますとおり、入園料及び保育料を支給するものであります。

5列目には、国からの補助率を記載しております。補助率は3分の1となっております。その右の列に、平成24年度の実績を記載しております。対象者9,128人、事業費9億5,181万8,000円となっております。

次に、へき地児童生徒援助費についてであります。事業の実施主体は市町村となっております。対象者及び対象経費等の欄にありますとおり、小中学校の統廃合に伴い、遠距離通学をしている児童生徒やへき地学校の寄宿舎に入所している児童生徒に対しまして、通学に要する経費や寄宿舎居住に要する経費を援助するものとなっております。

国からの補助率につきましては、2分の1となっておりまして、平成24年度の実績は、遠距離通学にかかわる経費が41人、638万3,000円、寄宿舎居住にかかわる経費が28人、587万円となっております。

次に、要保護及び準要保護児童生徒援助費についてであります。事業の実施主体につきましては、市町村と県になっており、市町村事業の対象者は、県立学校を含みます公立の小中学校等に在学する要保護・準要保護に該当する児童生徒となっております。

対象経費等につきましては、学用品費、通学用品費、修学旅行費など就学に必要な経費であります。

なお、対象経費のうち、医療費と学校給食費につきましては、学校設置者がその経費を負担することとなっておりますことから、すぐ下の行に示しておりますように、県立中学校及び五ヶ瀬中等教育学校の前期課程の在学者につきましては、医療費のみを県が負担しております。

なお、特別支援学校につきましては、医療費以外の経費については、特別支援教育就学奨励費から支給されることとなっております。

国からの補助につきましては、要保護者に係る経費についてのみが対象でありまして、2分の1となっております。

平成24年度の実績につきましては、市町村実施分が要保護者1,140人、準要保護者1万2,444人、事業費はそれぞれ1,050万4,000円、9億1,324万2,000円、県実施分につきましては、要保護者84人、準要保護者193人、事業費はそれぞれ17万3,000円、88万6,000円となっております。

次に、特別支援教育就学奨励費についてありますが、事業の実施主体につきましては、市

町村立小中学校の特別支援学級の児童生徒に係るものは市町村、県立の特別支援学校の幼児児童生徒に係るものは県となっております。対象となる経費は、学用品費など就学のために必要な経費となっております。

国からの補助率につきましては、市町村、県実施分ともに2分の1であります。

平成24年度の実績としましては、市町村実施分が対象者834人、事業費2,346万3,000円、県立の特別支援学校分が対象者1,293人、事業費1億4,778万5,000円となっております。

2ページをお願いいたします。

2、宮崎県育英資金についてであります。県では、向学心に富み、すぐれた資質を有しながら、経済的理由により就学が困難な生徒に対して奨学金を貸与しております。

平成24年度の貸与者数は表の一番右の列になりますが、高校生等につきましては、計の欄に太字で示しておりますとおり、3,603人、大学につきましては、計の欄に太字で示しておりますとおり、216人、専修学校につきましては、同じく計の欄にありますとおり、169人となっております。一般育英資金の計は3,988人となっております。へき地育英資金の計につきましては209人でありまして、全体で表の一番右下になりますが、4,197人に育英資金を貸与して、経済的理由から就学が困難な高校生や大学生などへの支援を行っております。

最後に、県立高等学校等授業料についてであります。

(1)平成25年度入学生までであります。現在は、県立の高等学校等の授業料につきましては、平成22年度から不徴収となっております。

(2)平成26年度入学生からであります。公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等

学校等就学支援金の支給に関する法律」の改正法が昨年11月に成立し、12月に公布されたことに伴い、平成26年4月1日からは授業料不徴収制度が廃止され、年収が基準額以下の世帯の生徒につきましては、授業料相当額の高等学校等就学支援金が支給される新制度が実施されることとなっております。

なお、新制度は、平成26年4月以降の入学者が対象となっております。平成26年3月以前から、引き続き高等学校等に在学している生徒につきましては、経過措置により授業料は不徴収とすることとなっております。

説明は以上であります。

菓子野文化文教・国際課長 資料の3をごらんいただきたいと思っております。

総合政策部でございます。総合政策部では、私立高等学校の生徒に対する就学支援制度を持っておりますので、目次にありますように、「私立高等学校等就学支援金」及び「私立高等学校授業料減免補助金」について御説明いたします。

お聞きいただきまして、まず、私立高等学校等就学支援金についてでございます。この就学支援金につきましては、先ほど教育委員会から御説明がありましたとおり、平成22年度から高等学校授業料の無償化の一環として実施されているものであります。

現制度の場合、公立高等学校は、授業料は徴収しないこととされておりますけれども、私立学校の場合は、1の目的にありますとおり、公立高等学校の授業料相当分を助成いたしまして、教育負担の軽減を図ることとされております。

県内の私立高等学校の授業料の平均月額、約2万2,000円でございますけれども、これに公

立高等学校の授業料相当額9,900円を助成することによりまして、授業料負担を差額の約1万2,000円にまで軽減するというのがこの制度の一般的な形態でございます。

この制度に係る費用は、全額国庫負担となっております。

2の受給資格者であります。私立学校に在学する生徒で、日本に居住する者に対して支給することとされておりまして、留学生も対象となります。

ただし、卒業した者、在学期間が36月を経過した者は、国の制度上は除外されます。

県では、この制度に付随いたしまして、いわゆる留年生に対しまして12月を限度に県費負担により就学支援相当額を支給しているところであります。

3の就学支援金の額でございますけれども、一律額の月額9,900円のほかに、低所得者対策として、加算額が用意されております。の2倍加算は、一律額にさらに9,900円を加算いたしまして、助成額が1万9,800円となるもので、対象者は、市町村民税所得割額が非課税の世帯であります。生活保護世帯もこれに含まれます。

次に、の1.5倍加算であります。月額4,950円を加算いたしまして、助成額が1万4,850円となります。

対象者は、市町村民税所得割が下の米印で計算された金額未満の世帯の高校生となります。例えば、夫婦と高校生、中学生が1人ずつの4人家族であります標準世帯で計算いたしますと、1万8,900円にの1人分2万1,300円、の1人分1万1,100円を合計した額5万1,300円未満の世帯が対象となります。年収で申し上げますと、標準世帯で350万円未満の年収の世帯が対象となるわけでございます。

4の実績でありますけれども、平成22年度から約1万人の生徒に約14億円余りの就学支援金を支給しております。この中で、1.5倍加算、2倍加算の割合であります。平成24年度で申し上げますと、受給者総数1万43人のうち、1.5倍加算対象者は1,005人、2倍加算対象者は1,996人、合計で3,001人となっております。加算額対象者が、全体の約3割となっているところでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

私立高等学校授業料減免補助金についてであります。

1の目的にありますように、私立高等学校が行う授業料減免に対する補助を行うことによりまして、生活困窮世帯の学費負担の軽減を図るものであります。

先ほど、就学支援金で御説明したとおり、私立高等学校では、一般の例で申し上げますと、授業料の平均月額が2万2,000円ですが、就学支援金9,900円によりまして、約1万2,000円まで授業料が軽減されております。

しかしながら、世帯によってはその金額でも支払い困難な場合がありますことから、私立学校がみずからその授業料を減免する場合がございます。県といたしましては、その減免を奨励するため、学校法人に対する補助金を設けておりまして、2のイにありますように、その補助率を授業料減免額の3分の2としております。

2の事業概要のアの対象生徒でございますけれども、の生活保護世帯からの児童養護施設入所、里親委託まででございます。は、先ほども申しました2倍加算対象の世帯となります。

3の実績でございますけれども、平成24年度の欄をごらんいただきますと、1,422人の生徒を

対象として、3,771万3,000円を学校法人に補助しているところであります。

なお、最も多い対象項目は、市町村民税非課税世帯の1,025人となっております。

先ほど説明いたしました就学支援金の2倍加算対象者1,996名に比較いたしましても実績数が少なくなっておりますが、これは、授業料の減免制度が、生徒から学校に対する申請主義であること、また、私立学校の中には、授業料が平均額に比べて低い学校がございまして、就学支援金だけで授業料を賄うことができる、もしくは、その負担額がわずかとなる学校があるためと考えております。

以上でございます。

入倉財務福利課長 訂正をさせていただきます。

先ほど、資料2の1ページの表の中ですけれども、要保護及び準要保護児童生徒援助費の説明の中で、県立中学校及び五ヶ瀬中等教育学校につきましては、対象経費は「医療費のみ」と申し上げましたが、正しくは、「医療費と学校給食費のみ」の間違いでございます。訂正しておわび申し上げます。よろしく願いいたします。

西村委員長 説明が終わりました。

委員の皆様方からの御意見、御質疑がありましたら、お願いをいたします。

河野委員 データ的にちょっと難しいかもしれませんが、先ほど、生活保護の状況の中で、早期脱却を目指すというお話がありましたが、この(1)のデータで、推移が掲載されてますけれども、逆に、生活保護を、言葉をちょっと何と言ったらいいのかわからないのですけれども、停止というか、年度の推移というのは掌握されてるのでしょうか。

青山国保・援護課長 廃止件数ということで

しょうか。

河野委員 いろいろな理由があるかもしれないですけど、例えば、生活が好転してやめたというか、そういうデータの掌握の仕方というのはされているのでしょうか。

青山国保・援護課長 ちょっと資料を確認いたします。

西村委員長 時間がかかりますか。

河野委員 ひとり親世帯の現状と県の支援策ということで、4ページの就業支援の推進の高等技能訓練促進費等事業の実施というのがありますが、この実行状況というのでしょうか、もし掌握されておればお願いしたいと。

村上こども家庭課長 平成24年度の実績を申し上げますと、県が補助した方が20名、市のほうでもやっておりますので、市が支援した方が117名で、合計137名の方に支給しております。

河野委員 これは推移としてはふえている。

村上こども家庭課長 済みません。23年度までしかちょっと人数が出ておりませんが、平成23年度は171件ですから、24年度は減っております。額的には制度が途中で、上限が10万円だったり14万円に上がったりと、年度で制度が変わっておりますので、額についての推移については、一概にふえた、減ったということはありません。

河野委員 一度ちょっと調査したことがあるのですけれども、市によって、受講項目というか、例えば看護師の資格とか、そういうことでやる所と、そうでない所とか、項目にばらつきが、たしかあったような気がしたのですけれども、これって何ていうのでしょうか、促進されているという考え方でいくなれば、そういう受講の項目がふえていると判断してよろしいですか。

村上こども家庭課長 なかなか対象資格がふ

えていないのが実態です。といいますのが、今現在、2年間しか支給してないのですが、その前に一度拡大されたときは3年、無制限という時代もあったのですが、縮小されているところもありまして、例えば看護師の資格を取ろうと思えば、3年は必要ですし、一番長いので保健師とか薬剤師を取ろうと思うと6年かかりますし、ということで、どうしても今2年に上限がなっている関係で、准看護師さんとか、作業療法士も3年かかっていますし、あと介護福祉士が2年とかということで、かなり取得資格の対象となるものが減ってきているような状況です。

西村委員長 ほかに先に質問が。

清山委員 細かい点をちょっとお聞きしたいのですが、資料2の1ページで、この要保護及び準要保護児童生徒援助費は、市町村と県で、対象経費が県の場合は、学用品費とか修学旅行費とか対象にならないのは、これ違いは何によるのか、教えていただきたいのと、あと、要保護だけ国庫補助率2分の1なので、それによって事業費は抑えられているのかなと思うのですが、それにしても、この市町村の要保護と準要保護でそれぞれ1人当たりの事業費がかなり開きがあるのも何によるのかと。要保護は大体1人1万円程度ですけれど、準要保護は大体8万円弱かかっているの、わかる範囲内で教えていただければと思います。

入倉財務福利課長 まず、1点目についてですけれども、要保護及び準要保護児童生徒援助費につきましては、基本的には、市町村において全て支給されるという形になっております。公立小中学校の児童生徒と書いてありますけれども、この中には県立の中学校等の生徒も含まれていると。県立の中学校につきましても、市町村のほうで支給されるという形になっており

ます。県で支給しますのは、そこに記載してありますように、医療費と学校給食費を県立中学校及び五ヶ瀬中等教育学校の前期課程の生徒について、特別支援学校については医療費のみを支給するというような形になっております。

それから、2点目ですけれども、国庫補助の対象となっておりますのは要保護のみとなっているわけですが、実は、平成16年度までにつきましては、要保護・準要保護ともに国庫補助の対象となっております。平成17年度からは要保護のみという形になりまして、準要保護分については、各市町村また県で実施するということになりまして、交付税措置という形で中身が変わっております。補助の対象としては従前と変わってはおりません。

説明は以上でございます。

清山委員 ちょっと2点目の質問が伝わってなかったように思うのですが、準要保護が交付税措置されているというのはわかったのですが、それにしても、何で1人当たり事業経費がこれだけ準要保護はかかるのかなと思ひまして。市町村のほうで大体8倍の開きがありますよね。

入倉財務福利課長 要保護生徒につきましては、生活保護費のほうで基本的には見るという形になっておりまして、この要保護、準要保護の援助費の中で見ておりますのは、修学旅行費と医療費のみでございます。そのために要保護と準要保護での開きが出ているかと思っております。

清山委員 わかりました。最初の質問は、県立中学校とか県立については、学用品費とか修学旅行とかその辺を市町村が出して、医療費、学校給食費に関して県が出す、出元が2つがあるのですね。要保護の方々は、この教育扶助の中から出していただくので、残りの部分をこっ

ちの就学援助事業で出しているという整理ですか。

入倉財務福利課長 そのとおりであります。

清山委員 済みません、わかりました。

青山国保・援護課長 失礼いたしました。先ほどの廃止の件数になりますけれども、今手元に持っておりますのが平成23年度のデータなのですが、廃止世帯数としては1,536件ということなのですが、その一番廃止理由となっておりますのが死亡、これが577件、それから、働きによる収入の増加、取得というのが223件、社会保障給付金の増加142件、その他仕送り等の増加とか施設入所とか親類縁者等の引き取りとか、そういった理由になっております。

以上です。

西村委員長 河野委員、よろしいですか。

河野委員 そのデータしかないということですね、23年度の。

青山国保・援護課長 申しわけありません。

廃止については、今手元に23年度のデータしかございません。

河野委員 いただけますか、追加して。

青山国保・援護課長 整理して、後日お届けいたします。

西村委員長 お願いします。ほかに。

清山委員 資料1の4ページで、やはり母子世帯、父子世帯の方々の平均月収が非常に低いということを改めて感じたのですが、この10万円未満という方も、母子世帯の方が2割いらっしゃいますが、これというのは生活保護の、きょうは教育扶助費を教えてくださいましたけれども、生活扶助費をいただいた場合というのを考えると、そちらのほうがいただけるのですか。生活扶助費の水準がどのくらいかということになりますけれども、10万円未満などは、もう生

活扶助のほうが明らかに大きいのかなと。

青山国保・援護課長 全く同じということではないのですが、例えば、モデル的に試算している事例があるのですが、それで申し上げますと、母子2人世帯ということで30歳のお母さんと4歳の子供さん、生活保護の場合、級地区分というものがあまして、宮崎市ですと、2級地の1ということになるのですが、そちらでいきますと、生活扶助と住宅扶助1万3,000円と想定した場合に14万9,300円ということになります。これが宮崎市以外の3級地の2になりますと、12万8,940円ということになります。

清山委員 生活扶助と住宅扶助ですよ、それに加えて、生活保護の方々というのは医療扶助と、きょう紹介いただいた教育扶助が加わると、結局、働いて生活保護を受けておられない方々のこういう非常に低所得な方々というのは非常に開きが出てくるのかなと思いました。改めて確認した次第です。ありがとうございます。

以上です。

橋本こども政策局長 ただいま質問のございました、この調査の収入でございますが、主な収入源として、質問を聞いてるところでございます。その中には、やはり生活保護を受けてる方では生活保護費というふうにお答えになってらっしゃる方もいらっしゃるということでございます。この調査の対象の中に生活保護を受けていらっしゃる方もおられるということでございます。

清山委員 確認ですけれど、この平均月収の中に、この生活扶助とか住宅扶助で受けられている所得が含まれているということですか。

橋本こども政策局長 そのとおりでございます。

西村委員長 ほかに。

清山委員 ごめんなさい、今の点で。ということは、この10万円未満の2割の方々というのは、これは、生活扶助ではあり得ないような方々の月収と考えてもいいのですか。

橋本こども政策局長 これは母子世帯としてのくくりで調査をしているものでございますので、ですから、生活保護費も入っておりますし、そうでない収入も入っているということでございます、この対象となる収入の中に。

清山委員 先ほど30歳女性と4歳の子供というシミュレーションで14万9,000円とか、そのほかには12万円とか出してもらいましたけれど、僕が聞きたいのは、場合によっては、世帯構成とか10万円未満の月収になっている生活保護世帯もおられるから、この区分に関しても生活保護世帯がいる可能性があるということですか。

村上こども家庭課長 おっしゃるとおり、無作為抽出で母子世帯、父子世帯を調査しておりますので、そういう家庭も入ってらっしゃるということですよ。

清山委員 生活保護世帯でも月収が10万円未満の方々というのもいらっしゃるのでしょうか。

青山国保・援護課長 ちょっと個々のケースについてはわかりませんが、先ほど申し上げましたのは、基準額で計算しますと、3級地の2で12万8,940円と申し上げましたけれども、これが住宅扶助の8,000円を含む分ということになりまして、ほかに収入がもしなければ、この金額が生活保護の基準額ということで支給されます。

西村委員長 ほかに質問はないでしょうか。

二見委員 この資料1の生活保護状況、1ページ、総括的なところだと思うのですが、ちょっとここについてお伺いしたいのですが、この資料を見ると、平成19年度から25年度までいろいろ

と表としてわかりやすく出していただいておりますけれども、これを見ていると、世帯数でいけば確かに1.13%から1.57%へ非常に大きく増加しているなというふうにも見受けられますし、保護人員のほうもふえているということだと思っております。

また、それだけではなくて、25年度を見ると、今度は横ばいの的にならなくなっているということなのですが、その中身として、どうもこの保護世帯がずっとふえている、保護世帯が平成19年度では9,698世帯であったものが、だんだん増加傾向にあるのですが、それ以上に何か保護人員数のほうがふえているような、ふえ方が大きいような気がするのですが、要するに生活保護を受けられる方々というものが、要するに家庭的、3人、4人とかそういう複数人いたところから、いわゆる1人、2人の少ない家庭のほうが増えてきているのかなという傾向があるのかと思うのですが、その辺は何か県として状況把握とかをされていないのか、ちょっとお伺いしたいのですが。

青山国保・援護課長 資料で申し上げますと、このほうで世帯類型別というのをしておりますが、この中で、先ほど申し上げたのですが、一番右側のその他世帯というのがあります。このその他世帯というのは、15歳から64歳までを稼働年齢層 働けることができる人を含む世帯 ということ、特に病気等もないという、この世帯のところを見ていただきますと、19年度、この占める構成比が11%だったのが19%ということになっておりまして、この辺が先ほど申し上げました社会経済情勢が非常に悪化した、そういったことを反映しているのかなと思います。それ以外の世帯は、数はふえておりますが、構成比としてはそう大きく変

わっておりませので、その他世帯の増加が非常に顕著になっております。

二見委員 ただ、その他世帯が大体1,400件ぐらいふえているということだったと思うのですが、けれども、構成比としては11%から19%に上がっていますが、しかし、これは高齢者世帯を見ても、4,800件から6,000件という1,200件ぐらいふえているわけですね。著しい変化が見られるのは、その他世帯に確かに構成比率が上がっているわけなのですけれど、そんなに高齢者世帯も減っているというわけではなく、絶対数はかなりふえているほうだとは思っているのですよね。だから、例えば高齢者世帯になってくると、恐らく年金生活者の方々がメインだと思いますし、また、この障害世帯というところも1,000件から1,480件、約500件ぐらい、50%ぐらいふえているわけですね。何かその辺の何というか、全体としてのこの生活保護の増加傾向というのが、ただ、一番大きな変化はその他世帯にあるのかもしれませんが、ここはもともとの年齢層の幅も広いわけですね。15歳から65歳という、50歳のいわゆる幅があるわけなので、もうちょっと中身としては、詳細に調査したほうがいいんじゃないのかなという気がしたんですよね。その辺はどのようにお考えでいらっしゃいますか。

青山国保・援護課長 一つには、その社会経済情勢とか高齢化とかあると思うのですが、やはりこの生活保護制度に対する一般の認識といいますか、そういったものについても、特に北海道とか福岡でもあったのですが、餓死事件がございまして、非常に厚生労働省のほうでも、生活保護対象になるのに、そういう生活保護はもらわずに餓死に至るような事件もありましたので、非常に漏れの防止というところには力を

入れてきております。ですから、このふえている理由というのは、そういった社会経済情勢、高齢化、そういう取り組みとふくそうする理由があるのかなというふうには考えております。

二見委員 そういう可能性があるのであれば、やっぱりそこをもうちょっと詳細に、もうこれ基本的な基礎ベースのデータになってくると思っていますので、表面上の見える数字だけではなくて、実際に何でその年金世代とかがふえてきているのか。じゃ、生活するために、要するに、年金というのは大きく上下するものではないですよね。だけど、それでも増加傾向にこれだけあるということは、要するに、生活の諸経費がもともとふえてきているのかとか、もうちょっとここを丁寧に調べていく必要があると思いますので、そういったところをぜひお願いしたいと思います。

西村委員長 要望でよろしいでしょうか。

二見委員 はい。

西村委員長 ほかにないでしょうか。

井本委員 国の予算の中で、教育費の占める割合がOECDの中では低いんですよね。何かこれは理由があるんでしょうかね。

入倉財務福利課長 国の予算の中で教育費の占める割合が低いのではないかというお話でございまして、現在私の手元に比較するものを実は持ってないのですが、県の予算の中でも教育委員会が所管します教育費の占める割合は、私どもとしては、かなりの部分を占めているとは思いますが、ほとんどは、いわゆる人件費ということになっております。

委員のおっしゃるような形ですと、教育費の中でも、例えば奨学金等の給付型の奨学金が国によっては大きく占めているとか、それで、例えば、保護者というか親の負担ではないのです

が、そういったものが軽減されているような予算に手厚くされているような話は聞いておりません。済みません、資料をちょっと持っておりませんので、申しわけございません。

西村委員長 よろしいですか。（「よくはないけど」と呼ぶ者あり）

中村委員 生活保護の話がいっぱい何回も出たのですが、その一番最初にタッチする人は民生委員だと思うのですよね。我々も相談されると、自分とこの地域であれば、じゃ、誰それ民生委員さんのところに行ってみなさいという判断をするのですけれど、今、民生委員さんの平均年齢はどのくらいですか。大体60歳以上を過ぎているんだと思うんだけど、70歳近くになっていると思うのですけれどね。

原田福祉保健課長 今、民生委員の方、やはり高齢化ということで65歳以上の方がかなりふえております。その傾向はやはり顕著に上のほうにシフトしているという状況でございます。

中村委員 前も要らないことを言いましたけれど、民生委員さんに民生委員が要るような状態、わかります。民生委員さんに民生委員が必要なような状態の年齢層の人がいらっしゃるわけですよね。ということは、やはり若い民生委員という人たちは、自分の仕事があるから、なかなか民生委員として仕事ができない状況にありますね。

私は前も言ったことがあるけれども、私は、41歳か42歳で民生委員になったことがあるんですよ。そのとき新聞に大きく載りましたけれどね。だけど、本当に忙しい。忙しいのはやり方によって違ってくるのだけれど、そういう民生委員さんの若い人がやっぱり今必要じゃないかなと思うんです。なぜなら、生活保護の人とお話をするときに、民生委員さんが年齢がいつている

と、しょうがないな、もらってやらないといけないなというところがあるのだけれど、私がやったときに、その相談があったときに、見てて、働きなさいって、もらわなくても済むはずですよという話をした。そしたらかえって頑張ってもらったことあるのだけれど、そういう同じ世代の人と対等に話せるというのは、やっぱり40代から50代の人だと。じゃ、そういう人がどこにいるのかということになるでしょ。

僕は、今一つ考えたんだけど、例えば、会社に勤めてる人はなかなかできない。ところが、司法書士とか調査士とか行政書士とか、そういった人たちは自分でやっているんです。私もそうですけれど。そうしたら、割と時間を何とかできる。この時間にちょっと話し行こうかなということが出来るんです。そういった人たちに民生委員の3分の1か、あるいはそれ以上ぐらいの人を入れるというような努力は全然してないでしょ。考えたことがないでしょ。どうですか。

原田福祉保健課長 失礼しました。年齢につきましては、まず、今平均が69.3歳ということで、70歳に近くなっております。これが平成25年でして、平成19年が64.2歳ということで上がっております。

あと、職業別でいいますと、やはり、農林水産業の方が16.5%ということで、一番多く、お話がありました、大きなくくりでいう自営業の方、これが8.1%ということで、まだまだ少のうございます。

民生委員の人材確保につきましては、市町村といろいろお話をしながらやっております。市町村も大変苦勞されている状況でございます。委員がおっしゃいました、若い世代というのがなかなか確保できないということはございます。お話のありました、そういう分野の方にも今後

声をかけていくというか、そういう必要はあるかと思っております。

中村委員 私が言う3分の1ぐらいというのはなぜかと言ったら、これだけ離婚率が多くて母子家庭が多いと、若い人だけじゃ無理なんです。変なことになったら、若い人が相談に行ったら何かあったらいけないので、そのときは一緒に行くということにしても。私がやっていた、もう何十年前だけれど、電話があって、70歳以上を超えた民生委員さんから、台風が来る、ちょっと来てくれんねと言うから行って、ここをずっと水が通るようにあけておかないといけない。生活保護者のところ、高齢者のところを。ずっとくわで掘ってやってあげただけけれど、そういった若い世代をいわゆる自由業ですね、今おっしゃるように。ですから、自分で調査士、行政書士をやって、司法書士の人も含めて、そういったある程度の短時間で何かできる人たちに、それをその業界にお願いしたいという努力はやっぱりやる必要があると思うんですね。それはせっかくの機会だから、今後検討して、ぜひやってもらわないと、生活保護の受給率はどんどん上がるだけで、低くなりませんよ。対等に話ができないわけだから。あっ、そうね、それはもう、それじゃ仕方ないねと、じゃあ、市役所に行きましょうかみたいな。それは私はおかしいと思うよ、同じ年代。あなたは元気で働けるじゃないですか、一緒に働こうよ、仕事を見つけようよ、そういうやりとりがあってしかるべきだと。

昔は、生活保護をもらうということは、みんなは恥だと思っていた。いや、国のお金をもらうようなことはできないと。私は無理してでも生活保護をもらわないように頑張っていきますと。

うちの父が長いこと民生委員をやっていましたが、あそこは困ってるから、そのような話をしたら、こういうことを言ったという話がありました。そういう日本国民というのが少なくなってきた。そう思いますので、ひとつ、3分の1でも4分の1でもいい。例えば、ある中学校単位で1人か2人でもいい、そういう人を入れてあげて、ちゃんとやっていかないと、どんどん大きくなると思いますよ。

原田福祉保健課長 委員が御指摘のとおりだと思います。今回、ちょうど民生委員の一斉改選がございまして、今度改選されるのが3年後ということになりますので、それに向けて、関係の業界の方ともちょっとお話をしながら、どういう形で支援して、そういう民生委員に就任していただけるような形で何か相談できないか、そういうことも検討してまいりたいと思っております。

中村委員 定年はあるの。大体どのくらいのレベルでおやめいただくというのが決まってるわけ。

原田福祉保健課長 定年ということではございませんが、やはり、余り高齢にならない形ということで、そういう基準ではやっておりません。

中村委員 一番年齢がいつている人で何歳ぐらいの方がいらっしゃる。

原田福祉保健課長 12月1日現在の方で、やはり70歳代以上が27.5%ということで、かなりここはもう4分の1以上を占めているという状況です。

中村委員 だから、自由業の方と、もう一つは、大きな会社に1人ぐらいお願いしたいと。そのかわり、ちゃんと会社が組織から入るということで、会社のことについては大きな面倒、

面倒見ますというもおかしいかもしれないけれど、そういう優遇措置があったりしてやっていかないと、私は、この民生委員制度がおかしくなってくると思いますよ。それを余り深く考えていないから、年とった、年とった人ということになってくるけれども、見てみると、みんな年齢のいった方ばかりなんだよね。そういうことをやっぱり深く考えないといけないと思います。もう答弁は要りません。

西村委員長 ほかにないでしょうか。

前屋敷委員 就学援助のことでちょっとお聞きしたいのですけれども、国の補助率の点で、要保護のみ2分の1の補助金が出るということ、準要保護は交付税措置でなされているということなのですが、そうなる、自治体の準要保護の基準というのは、市町村でその辺の判断ができるということ、裁量は市町村に任せられるということなのですね。

入倉財務福利課長 委員がおっしゃったように、準要保護については、基本的には市町村の御判断において基準が定められているというような形にはなっております。

前屋敷委員 自治体、詳細はわからないですけど、かなりの開きが出る可能性もあるということで、ここの自治体ではここまで助成がなされるけれども、隣の市では違うということも現実として起こっている状況でしょうか。

入倉財務福利課長 可能性としてはあるかなとは思っております。

前屋敷委員 その辺は平準化していかないと、その自治体、住んでいる自治体でそれぞれ違うと。しかも、交付税措置がなされている中身について、やはりそういうことで格差ができてくるというのは、検討に値するんじゃないかなというふうには思うのですが、どのようなふう

考えられますか。ちょっと詳細はわからないので、具体的な事例では挙げられませんが、考え方として。

入倉財務福利課長 要保護及び準要保護の基準につきましては、先ほど申しましたけれども、17年度に国庫補助が廃止されたわけでありましたが、要保護についてはしっかりとした国のもとで現在も続いております。その基準に準ずるような形で準要保護というものを定めておりますので、大きく変わるということは考えられないのかなとは思っております。

ただ、委員が御心配いただいているようなことも可能性としてはあると先ほど申し上げたところであります。私どもとしましては、子供たちの就学に影響が出ないような形で、適切な判断のもとに市町村がこの制度を実施していただくということをお願いしたいとは考えております。

前屋敷委員 県のほうでもつかんではおられないと思うのですが、自治体がどのような基準を設けて進めておられるかというのは、調べていただくことが必要かなと。余りにも違いがあれば、そこは平準化といいますか、正していくといいますか、その自主性を損なうということでもわからないこともないかもしれませんが、要は、子供たちにとってどうかということなのですね。その辺のところはぜひ調査もしていただいて、そういった実態もつかんで、児童援助の根拠にしていきたいと思いますというふうに思います。これは要望でお願いいたします。

西村委員長 ほかにないでしょうか。よろしいですか。

太田委員 福祉保健部、教育委員会なり、総合政策部なりのいろいろな制度を見てみると、もう基本的に本当によくできてると思うんです

よね。

ただ、やっぱり今の中で問題になるのは、制度はあるのだけれど、貧困の中で隠れている子供たちがいる。うまくその制度に拾われたいというような人たちがいるんだというのが、多少、この宮崎日日新聞あたりでも特集を組んで出されたところではないかなと思って。特に虐待とか、貧困の中での虐待もあるだろうし、離婚でいろいろと問題が出てきたりすると思うのですが。例えば、きょう、こどもの特別委員会ですから、保育所の保母さんが、この子は臭いがするな、風呂に入っていないんじゃないだろうかねといって貧困を見つけたり、あら、あざがあるねといって虐待があるんじゃないかと隠れたものを見つけ出す、そういうところも、私、いい話もあるんじゃないかなと思うのですが。これは制度としてはお金の制度とかいろいろあるのですが、そういう隠れたものをこのようなふうにして暴き出しましたとかというようなものは何かないものでしょうかね、そういう話は。このようなふうにして周りも見えておかなきゃいけないよとかいうような。

村上こども家庭課長 おっしゃるとおり、児童虐待はなかなか表面に出てこない、ネグレクトも含めてですけども、そういう意味では、学校、幼稚園、保育所全てのところでそういう目を見ていただくということが必要になってきます。

それで、最近、県としましては、NPO法人に委託をしまして、そういうところの先生たちを対象に研修を開いています。そういう目でお着がえのときとか、いろんな場面でそういう場面を見たら、市町村のそういうこども支援課の窓口あるいは児童相談所に通告をしていただくという体制が大分出てきておりまして、最近は

学校からの通告もふえてきております。

まだまだ施設によってちょっと温度差もございますので、地道に研修を繰り返しながら、先生たちの意識をそういうふうに向けていきたいと考えております。

太田委員 そういような何か先ほど臭いがあると云ったのは、この子はお風呂に入っていないなというような、そういう目で見て対応していくわけですけど。ところが、なかなかその家庭に入っていくということがまた難しいのですよね。あなたのお子さん何か虐待を受けてますねとかいうことはなかなか言えないことで、だから、そういったところが一つの悩みだろうと思いますけれど。

生活保護を受けていない人の中にも、例えば、生きるために、仕事を3つも4つも掛け持ちして一生懸命やって生活している人もいらっしゃるわけですよ。そういう中で子供との触れ合いがなくなったりとか、もしくはお母さんの背中を見て、子供がいい意味でお母さんを助けるぞという思いになってくれる子供もいるんですけど、意外と、何というか、子供に対する愛情が機会的にできないとか、そういう問題が何かあるところもありそうで、そこをどうやっていくかなというのは、私たちもちょっと悩みとして持ってるのですが。特に仕事の関係でいうと、景気回復もしてもらいたいなというようなそのような気もいたしますが、本当に制度としては、いろいろとあるのだけれども、そこに行くまでに何かうまくいけないところをどう取り組んでいくか、先ほど言ったお風呂に入っていない子供たちを見つけていく保母さん、保育士の人たちのノウハウとか、今説明されたようないろんな研修の中で学校でも何かそういうものがあるのかなと思って、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

いますね。

押川委員 それぞれの取組について理解させていただきましたし、本当にありがたいことだなと、そのように思います。本県の実情は大体わかったのですが、全国的にもこの生活保護受給者が多くなってきている中で、本県は全国の中でどのくらいの位置なのかというのは、統計とか何かありますか。

青山国保・援護課長 全国の数字としましては、本県は先ほど申し上げましたような状況なのですが、まず、全国の動向としましては、まだふえつつけているという状況にあります。ちなみに、全国で見ますと、25年の1月と10月を比較しました場合に0.8%、人数にすると1万7,000人くらいになりますが、ふえているという状況になっております。

全国の保護率が1.7%でございますので……

押川委員 全国の中で本県はどのくらいの位置なのかということで聞いていますので。

青山国保・援護課長 全国が保護率で申し上げますと1.7%なのですが、本県が1.59%ということで全国を下回る状況でございます。

押川委員 全国で都道府県の47の中で本県はどのくらいの位置なのかを。だいたい、全国的に生活保護の受給が多いということはわかりますので、どのくらいの位置なんですか。

青山国保・援護課長 済みません、順位はちょっと手元に持っておりません。全国の保護率は下回っております。

押川委員 できれば、そういう値も統計をとりながら、やはり全国的な動きの中、そして先ほどからありますように、このひとり親世帯の中で離婚率がずっと本県高いのですよね。そういった原因あたりも、どういったところが原因なのか、その対策はどうかということなど、

やはり、これはしっかりそういったところを調査して対策を打っていかないと。失礼な言い方をするかもしれませんが、この生活保護のこの受給対象に対して、やはり離婚をして云々とかいう話も聞くことがありますので。だから、その生活保護をもらうために離婚されるということも聞きますから、実態としてどうなのかということをしっかり調べていってほしいのかなということでもちょっと質問させていただきました。わからなければ、またわかった段階で教えていただければありがたいなど。何か対策を打っていかないといけないのかなという気がしますので。ただ、データはわかりますけれども、ただ、そうです、そうですでいいのかなという気がしましたので。ちょっとそこを今後お願いしたいと思います。

中村委員 それに関連して。先ほどから思ったんですけれども、離婚率の数字が出てましたね。年々ふえているということで。離婚率が、これは資料1で3ページで81.1%、平成24年度はなっていますが、今質問があったように、離婚率が大きく関連していると思うのですが、この全体の結婚した中での離婚率というものが、100人結婚したらどのくらいの離婚があるかは調べてらっしゃいますか。

村上こども家庭課長 離婚率につきましては、平成24年の全国が1.87%、本県は2.16%ということで、先ほど押川委員もおっしゃいましたが、宮崎県は全国で24年は2位となっております、非常に高くなっております。その前はずっと3年間5位だったんですけれども、24年はちょっと上がっております。

ただ、全国的にも本県も、離婚率も離婚件数も少しずつではあるんですけれども、ずっと下がってきておりまして、一時期のピーク時より

は徐々に減ってきている状況は一方であります。

中村委員 前も言ったような気がするのですが、せんだって、結婚披露宴に行ったのですが、結婚披露宴には月に1回か2回は必ず呼ばれるのですけれど、久々に仲人が立った結婚披露宴だった。仲人が立った。今、どこの結婚披露宴に行っても、人前結婚というのか知らないけれど、そういう形でやっている。好きになった、一緒になるよ、一緒になる、じゃ別れようかというような形なのかなと思うんだけど。

仲人を立てるということは、これは日本の古来からやってきた道なのね、結納があって仲人がいてという形ができたというのは、一つは離婚を少なくしようという意図があったのだらうと、古来の人たちにも、昔から。

だから、例えば、江戸時代の映画を見たって、仲人がちゃんといっているな。仲人がつかなくなったということは、離婚率が高くなったと私は思うのね。というのは、なぜかという、結婚して3年ぐらいは仲人に、今うまくいってますとか、盆あるいは正月に挨拶に来る。どうなのと言うと、女性のほうから、もう遊んでばかりいるんです。いけないよ、そういうことでは、子供ができたくせに、誰かがそういったこと、もうやめろという話をしながら離婚が防げたということがあるのだけれど、この前、結婚披露宴に行ったら、両方の親がそう、やっぱり、古来の日本の儀式にのっとった結婚式をさせたいと思っていました。だから、今勝手に結婚しました、人前結婚です、もう飽きてきたら別れます、こういうことがやっぱり大きな原因になってるのではないかなと思うのですね。それをあなた方にどうなさいと言ったってできないのだらうけれども、やっぱり県庁職員にも、人前結婚をやるんだ、ああした結婚をやるんだといっ

たら、やっぱり仲人を立ててちゃんとやりなさいと、私、あっちこっちでそう言ってるんだけど、そういう運動もしなきゃいけないと思っているのだけれど、これはもう回答も要りませんし、回答もないから要りませんけれど、そういうこと、僕も考えて思っております。

西村委員長 ほかにないでしょうか。

それでは、これで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午前11時27分休憩

午前11時28分再開

西村委員長 それでは、再開をいたします。

まず、協議事項のほうに移りますが、「委員会報告書骨子（案）」についてであります。昨年の12月6日までに実施してまいりました委員会の調査における質疑、県内外の調査を踏まえ、正副委員長で協議した案を作成いたしました。

最終的には、本日の委員会の調査内容を盛り込んだ上で報告書（案）を作成したいと思いません。

資料1、大きな用紙になりますが、こちらをごらんください。

詳細につきましては、山口書記にお願いをいたします。

山口書記 それでは、内容について御説明します。

A3版の「宮崎のこども対策特別委員会報告書骨子（案）」をごらんください。

まず、については「特別委員会の設置」を、続きまして、の「調査活動の概要」になりま

すが、まず前書きといたしまして、調査活動の経過について、本県の平成22年の合計特殊出生率は1.68と全国2位、保育園、保育所の待機児童数がゼロ人ということ、さらに、民間のシンクタンクが作成しております「いい子どもが育つ」都道府県ランキングで平成19年度、平成22年度と連続して1位となるなど、本県の子供・子育てをめぐる環境は、全国と比較しても比較的に恵まれている状況にあります。

しかしながら、近年、少子化や核家族化、都市化等を背景として、地域や家庭における教育力・養育力の低下が指摘されていること、また、その影響は、子供の不規則な生活リズムや児童虐待の増加等という形であらわれていると言われており、本県においても、平成23年度の児童虐待相談対応件数が410件となるといった実態があります。

こういったことから、本県の子供、子育てが置かれた環境について把握する必要があること、これまでも調査してまいりましたけれども、子供の成長段階に応じていろいろな施策はございますが、そのニーズというのは当然ライフステージが移ることによって変わってきます。そこで、本県においてきめ細やかな施策が展開されているか調査する必要があることといった観点から、「宮崎のこどもをめぐる環境に関すること」「宮崎のこどものライフステージに応じた施策に関すること」の2点を調査事項として決定しまして、調査を行ってきた経過を述べたいと考えております。

本論に入ります。

まず、1の「宮崎のこどもをめぐる環境」についてであります。

ここでは、環境といえはいろいろな切り口がございましたが、「児童虐待」であったりとか、

あとは「学校におけるいじめの問題」「ネットリテラシーへの対応」といった、子供をめぐる最近の社会環境の中で、特にクローズアップされるような問題について着目をいたしました。

あわせて、当委員会の調査を通じて、少子化や核家族化といった影響によって、子育ての環境が変化をする中で、子供の環境に一番影響を与える親が、子育て等に対していろいろ不安を抱えているという状況がございましたので、その子育てについての不安感であったりとか、親が抱える問題への対応という点についてまとめたいと考えております。

(1)ですけれども、「増え続ける児童虐待への対応」では、「本県における児童虐待の現状」を踏まえながら、「本県の児童虐待の予防や早期発見・対応に向けた取組」や、県外調査で訪問いたしました「名古屋市の取組」について記載をしたいと考えております。

その上で、県に対し、虐待に係る情報の共有・提供など、また関係機関が協力して児童虐待に対応できる体制を構築すること、児童虐待の防止には、「予防」という観点が重要でありますので、児童相談所等が確実に「兆候」を捉えることができますよう、「通告」の重要性について広く啓発することを提言したいと考えております。

(2)では、全国的に深刻な社会問題となっている「学校のいじめ問題への対応」について、本県における学校のいじめの状況や取組、当委員会が県内外で調査を行った内容について記載をしたいと考えております。

その上で、滋賀県の「いじめ対策研究チーム」の中間報告にもあった「いじめが起こる背景は多面的である」ということを挙げながら、いじめの防止に向けて関係部局と連携を図ること、

また、県の「いじめ実態調査」の実施に当たっては、調査方法や項目、また結果の公表のあり方も含めて検討を行うこと、あとは地域と学校が連携したいじめ防止や早期発見、早期対応の取組を図ることについて提言したいと考えております。

（3）になりますが、「急速に進むネット社会への対応」について、本県のインターネット犯罪等の現状や、児童生徒のインターネット等の適正な利用に向けた取組について記載をした後に、県に対し、携帯電話の所持やパソコンの利用は低年齢化しておりますので、県が行う啓発等はその実情に合わせることで、また、教育現場においても、「情報教育主任」の配置であるとか、児童生徒がインターネット等の利用に対して自主的な判断、問題意識を持てるような取組、授業の実施といったネットリテラシーへの対応を検討することについて提言をしたいと考えております。

資料の右側に移りまして、（4）では、「子育てへの不安感等、親が抱える問題への対応」ということについて、「県内の子育て世代の現状」であったりとか、「家庭における教育力の向上に向けた取組」「子育てに不安を感じている保護者への支援」「経済的な支援を必要とする児童・家庭への支援」という項目について、県内外の調査や意見交換の内容を踏まえて記載をしたいと考えております。

その上で、県に対しましては、家庭内教育の支援に当たっては、就学前の児童を持つ家庭に対しての視線が不足している感じがございましたので、ここに対しても支援を行うこと、また、子育てに対する不安感、負担感を解消のため、相談体制や支援の充実を図ること、続きまして、支援を必要とする、必要と思われる家庭や保護

者に対する支援の届け方について検討を深めること、4つ目に、本日の委員会の内容も踏まえながらということとなりますが、「貧困の連鎖」への対応について、支援の検討を提言したいと考えております。

続きまして、2番、「宮崎のこどものライフステージに応じた施策」についてであります。

まず、（1）で本県の「次世代育成支援行動計画」の概要について記しました後、（2）番で、「本県の就学前の児童に対する施策」について、本県の就学前児童の状況と、本県の幼保対策について記載をしたいと考えております。

その後になりますが、県に対する提言としましては、地域の幼稚園・保育所・認定こども園等が取り組む地域の子育て支援拠点としての機能充実に対して県が行う支援の継続を図ることと、地域の実情や認定こども園への移行等といった施策の移行がございますので、保育士等の人材確保に向けた取組の充実を図ることについて記載をしたいと考えております。

（3）の本県の「キャリア教育」「職業教育」の推進についてになりますが、本県の児童生徒の卒業後の進路の状況や、本県における「キャリア教育」「職業教育」の取組状況、県内外の調査の内容を紹介しながら、県に対しまして、県が有する財産、人であったり、地域であったり、施設であったり、いろいろなものがあると思っておりますけれども、そういったものを活用しながら、「宮崎県キャリア教育ガイドライン」の着実な推進を図ること、続いて、企業や業界のニーズも踏まえながら、キャリア教育・職業教育の推進を図ることについて提言をしたいと考えております。

で最後に結びといたしまして、今申し上げたような県への提言を整理して記載したいと考

えております。

説明は以上でございます。

西村委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが、委員の皆様方からの御意見を伺いたいと思います。

かなり盛り込んでおりますが、こういうところが抜けてるという点があったり、こういう視点は違うということがあれば御意見をいただきたいと思いますが。この場で出てこなければ、まだ多少の時間の余裕はあると思いますので、また書記等に伝えていただければと思いますが、骨子案は資料のとおりでよろしいでしょうか。

井本委員 先ほど、結びのところで、提言を整理して記載するということでしたが、この各項目ごとに全部提言はあるわけですね。これをまたもう一回ここに書くわけですか。

山口書記 そこも踏まえながらということで。

井本委員 また同じことを書くの。

山口書記 要旨を書きながらまとめていくような形になると思います。

西村委員長 のほうは、概要を淡々と書いて、その中で調査したことを踏まえたものを結びに記すというような形になりますので……

井本委員 屋上屋を重ねるようなことをここでやってあると、またあれだなということがあるものだから、わざわざ提言提言と入れて、結論を全部入れてるわけやから、それにまたもう一回、重要なやつだけ提言するわけですか、それとも、また同じことを提言するわけ。

西村委員長 最後の結びのところは、そうですね、大きく……

井本委員 これが重要だという部分だけ提言するの。

西村委員長 そうです。

井本委員 どんなふうにするの。同じことを

やらないほうがいいんじゃないの、むしろ。考えておいてください。

西村委員長 はい、わかりました。今の御指摘もいただきながら、最終報告をまとめたいと思います。報告書そのものにつきましては、正副委員長に御一任をいただきまして、案ができ上がりましたら、印刷のスケジュールの関係で個別に御了解に回りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 そのような形で進めさせていただきます。

次回の委員会につきましては、2月定例会中の委員会につきまして、でき上がりました報告書は、他の委員会の分と合冊して2月定例会の最終日に議場で配付することとなりますので、御了承をお願いしたいと思います。

なお、次回の委員会につきましては、2月定例会、私が行います委員長報告の案について御協議をお願いしたいと思います。

あと、さらにですけれど、これは私の私案になりますが、先日、虐待マラソンで県庁を早期退職されまして、日本一周、いろんな講演をして回った甲斐英幸さんという方がいらっしゃるのですが、その方を委員会の協議を終えた後にちょっと呼び立てして、1時間弱ぐらいで、なぜ宮崎県のキャリアの中で培われた現状と本人がどのような県庁職員時代に思っただけでそういうマラソンに出たかとか、そういう話を伺えたらなど私自身は思っているのですが、どうでしょうか。

暫時休憩をいたします。

午前11時40分休憩

午前11時40分再開

平成26年1月31日（金曜日）

西村委員長 再開をいたします。

次回の委員会につきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと思います。

最後になりますが、その他について委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 ないようですので、次回委員会は、事務局案で3月17日の午前10時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時42分閉会